

博士学位論文提出等に関する申合せ

同志社大学大学院総合政策科学研究科における博士学位論文の提出ならびに提出後の修正等に関する事項について、以下のとおり申合せ。

（論文提出）

- 1 博士学位論文（以下、論文という）は、本学ならびに本研究科が別に定める要領に従って作成し、本研究科が別に定める期限までに本研究科事務室へ提出しなければならない。

（論文題目）

- 2 論文の題目は、本研究科へ届出済の「博士学位論文題目届」に記載の題目と同一でなければならない。従って博士学位論文題目届と異なる題目の論文は受理しない。なお、「博士学位論文題目変更届」は別に定める期限以降に届け出ることとはできない。

（審査要件）

- 3 論文および必要な書類等が別に定める期限までに提出されない場合、または提出された論文が要領から明らかに逸脱していると本研究科が認めた場合は、博士学位の申請を不受理とし、審査料を含む提出書類一式を返却する。

（論文修正）

- 4 審査会・総合試験、研究科委員会での審査の過程において論文に対して誤字等の修正指示があった場合に限り本研究科が定める期限までに修正を完了し、修正済の論文を本研究科事務室へ再提出しなければならない。
別に定める期限までに論文が再提出されない場合は、修正指示を取り消して従前の論文により審査を行うものとし、学位を取得した場合に必要なインターネットを利用した論文全文の公表についても従前の論文によるものとする。

（修正期限）

- 5 本研究科委員会での審査完了後に本研究科長が指示する期限以降の修正は、一切認めない。

（学位取消等）

- 6 前記5の修正期限以降に本研究科に無断で論文を修正した場合、所定の手続きを経て博士学位授与の取り消しを行うことがある。

付 則

本申合せは、2021年4月1日から施行する。